

第40号議案

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

令和5年6月9日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

芦屋市こども家庭・保健センターにおいて、新たに胃内視鏡検査を実施することに
伴い、当該検査に係る使用料の規定を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例（昭和45年芦屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第5条関係）			別表第1（第5条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
胃部集団検診	(略)		胃部集団検診	(略)	
胃部個別検診					
胃内視鏡検査	1件	4,300円			
乳がん検診～肝炎ウイルス検診	(略)		乳がん検診～肝炎ウイルス検診	(略)	
備考（略）			備考（略）		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例による改正後の芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例別表第1に規定する胃内視鏡検査を実施するための手続については、この条例の施行の前においても行うことができる。

参 照

芦屋市こども家庭・保健センターの管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

芦屋市こども家庭・保健センターにおいて、新たに胃内視鏡検査を実施することに伴い、当該検査に係る使用料の規定を設けるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

胃部個別検診として胃内視鏡検査を実施する際の使用料を、1件につき4,300円と定める。

3 施行期日等

- (1) 令和5年10月1日
- (2) 準備行為

市長は、改正後の条例に規定する胃内視鏡検査を実施するための手続については、施行の日前においても行うことができる。

1 改正の経緯

胃がん検診の検診項目としては、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとすることが示されている。

これを踏まえ、本市では、これまでは胃部エックス線検査を実施してきたが、胃がん検診の受診機会の拡大を図り、胃がんの早期発見・早期治療につなげるため、令和5年10月から、胃部エックス線検査に加え、新たに胃内視鏡検査を導入する。

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」抜粋

第3 がん検診

2 胃がん検診

(1) 検診項目及び各検診項目における留意点

胃がん検診の検診項目は、問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかとする。市町村は、胃部エックス線検査及び胃内視鏡検査を併せて提供しても差し支えないが、この場合、受診者は、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとする。

(2)から(5)まで省略

2 胃がん検診胃内視鏡検査の使用料

保険診療の算出方法を参考にし、医科診療報酬点数に基づき積算

① 初診料	288点
② 胃・十二指腸ファイバースコープ	1,140点
③ 粘膜点墨法加算	60点
④ 使用薬剤薬価	19点

$$1,507 \text{点} (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 10 \text{円 (単価)} \times 0.3 \text{ (自己負担割合)} \\ = 4,521 \text{円}$$

この積算額に近隣市の状況を考慮して、使用料を4,300円と定める。